

議案第75号

飯能市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市子ども医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の支給について適用する。

令和3年11月26日提出

飯能市長 新井重治

飯能市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(5) 省略</p>